

役員候補者の公募について

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター（以下「センター」という。）は、次により役員候補者を公募いたします。

- 1 公募する役職 理事長候補者（常勤） 1名
- 2 就任予定日 平成30年6月下旬
- 3 センター概要等 別紙「センターの概要及び理事長職務内容書」をご覧ください。

4 選考方法等

（1）選考方法

外部有識者で構成される選考委員会により第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接審査）を行い、理事長候補者を選考します。

（2）理事長への選任手続き

第二次選考の面接審査により選考された理事長候補者は、平成30年6月に開催される評議員会において理事に選任された後、理事会の決議において理事長に選出される必要があります。

5 応募方法

- （1）公募期間 平成30年4月16日から平成30年4月26日
- （2）応募資格等 別紙「センターの概要及び理事長職務内容書」をご覧ください。
- （3）応募書類
 - ① 履歴書 学歴、取得資格、職歴等の必要事項を記載し、3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦約4cm×横約3cm）を添付して下さい。
 - ② 自己アピール書 A4版縦（横書）、1500字程度
- （4）提出期限 平成30年4月26日 午後5時（センター必着）
- （5）送付先

封筒の表に「理事長候補者応募書類在中」と朱書し、簡易書留により下記へ郵送して下さい。

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル743区

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター総務部庶務課あて

6 選考結果の通知

第一次選考（書類審査）の結果は、応募者全員に合否を通知しますとともに、第一次合格者には第二次選考（面接審査）の日時等につきましても併せて通知いたします。

7 その他

- (1) 応募提出書類は、合否にかかわらず返却いたしません。
- (2) 提出された書類等の個人情報につきましては、当選考の目的以外には使用いたしません。
- (3) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。

ただし、選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので、予め御了承下さい。

（問い合わせ先）

03-3214-4627（センター事務局長）

別紙

センターの概要及び理事長職務内容書

1 法人名 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター

2 法人の業務概要等

(1) 設立年月日 昭和45年8月20日(平成25年4月1日公益財団法人移行)

(2) 業務概要

センターは、建築物の環境衛生管理に関する教育及び普及活動を通じて、建築物における衛生的環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、主に次の事業を行う。

- ① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)第7条第1項第1号に規定する講習会の実施
- ② 建築物衛生法第8条第3項に規定する建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務
- ③ 建築物の環境衛生管理に関する教育及び研修
- ④ 建築物の環境衛生管理に関する調査及び研究
- ⑤ 建築物の環境衛生管理に関する検査及び室内環境測定機器の較正
- ⑥ 講習会に必要な教科書その他刊行物の発行
- ⑦ 建築物の環境衛生管理に関する普及及び啓発

3 理事長の職務内容

理事長は、センターの代表理事として前記2のセンター業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。

4 必要な資格・経験等

- (1) 建築衛生及び公衆衛生に精通し、医学的問題に関する専門知識を有していること。
- (2) センターの経営運営に積極的に取り組む意欲を有し、かつ、法人の経営全般に関する十分な知識を有していること。
- (3) 人格高潔であり、心身ともに健康であること。
- (4) 就任の時点において、満70歳未満であること。

- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条（役員の資格等）に規定されている「役員になることができない者」に該当しないこと。

5 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 任期 1年間（理事選任の日から、平成31年6月の定時評議員会終結の日まで。）
- (3) 勤務地 センター本部（千代田区大手町1-6-1 大手町ビル743区）
- (4) 勤務時間 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- (5) 給与 有給（センター役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程による。）
- (6) 退職慰労金 支給しない。
- (7) その他 センターの規程等に定めるところによる。

【参考】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）